四　福島復興再生特別措置法第十七条の十七第四項において準用する放射性物質汚染対処特措法第四十九条第三項及び第五十条第三項に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関すること（前号に係るものに限る。）。

五　放射性物質汚染対処特措法第四十九条第三項及び第四項並びに第五十条第三項及び第四項に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関すること（特定廃棄物については、次号に係るものに限る。）。

六　放射性物質汚染対処特措法第十五条に基づく対策地域内廃棄物の収集及び運搬に関すること（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事に伴い生ずる対策地域内廃棄物に係るものに限り、放射能汚染廃棄物対策課及び減容化施設整備課の所掌に属するものを除く。）。

七　前二号に掲げるもののほか、放射性物質汚染対処特措法に基づく事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する事務及び事業に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

（仮置場対策課の所掌事務）

第三十七条　仮置場対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　放射性物質汚染対処特措法第三十一条第三項に規定する台帳の作成及び管理に関すること。

二　仮置場の設計及び施工方法に関すること（除染特別地域に係るものに限る。）。

三　仮置場の保全その他の管理（仮置場における対策地域内廃棄物及び除去土壌等の保管を含む。）に関すること（除染特別地域に係るものに限る。）。

四　前二号に掲げるもののほか、仮置場に係る事務及び事業に関すること。

（放射能汚染廃棄物対策課の所掌事務）

第三十八条　放射能汚染廃棄物対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　指定廃棄物の指定に関すること。

二　特定廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関すること（環境再生課及び減容化施設整備課の所掌に属するものを除く。）。

三　放射性物質汚染対処特措法第十六条に基づく報告の受理に関すること。

四　放射性物質汚染対処特措法第四十九条第二項及び第三項並びに第五十条第二項及び第三項に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関すること（環境再生課の所掌に属するものを除く。）。

五　放射性物質汚染対処特措法施行規則第六条、第八条第一項第一号及び第二項第一号、第九条、第十一条、第二十八条第二号イ及びロ、第三十条第二号イ及びロ並びに第三号イ及びロ、第三十二条第二号並びに第三十四条第二号に規定する確認に関すること。

六　放射性物質汚染対処特措法施行規則第十五条第十三号の規定による届出の受理に関すること。

七　前各号に掲げるもののほか、放射性物質汚染対処特措法に基づく事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関する事務及び事業に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

八　福島復興再生特別措置法第十七条の十七第三項に基づく認定特定復興再生拠点区域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関すること（環境再生課及び減容化施設整備課の所掌に属するものを除く。）。

（新設）

（新設）